

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び福岡市

2 構造改革特別区域の名称

福岡アジアビジネス特区

3 構造改革特別区域の範囲

福岡市の全域

並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

4 構造改革特別区域の特性

福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かしながら、外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速することが十分可能な地域である。

(1) アジアとの強い結びつき

福岡は、朝鮮半島や中国大陸に最も近い大都市であり、例えば大阪よりも釜山が近く、また、上海は東京とほぼ同じ距離にあるといった地理的優位性を持ち、歴史的にも、大陸文化の受入窓口としての役割を果たしてきている。外国の公館・経済関係機関は、東京、大阪に次いで集積しており、アジア地域を中心に13の機関が立地している。

また、経済的にも福岡とアジアとの結びつきは強く、企業の海外進出、貿易などにおける対アジアの占める比率は高いものとなっている。この10年間における貿易取扱額の伸び率は、全国平均で約23%増であるが、福岡空港と博多港を合計した貿易取扱額の伸び率は、その7.7倍の約177%増であり、特に、対東アジアについては約357%にも拡大しており、アジアの産業交流拠点としての発展が目覚ましい。

福岡市では、韓国・釜山広域市、シンガポールの中小企業振興を所管する政府機関、中国・青島市とそれぞれ経済交流促進に関する覚書等を締結するなど、アジア主要都市との経済交流ネットワークの具体的な構築を図っている。

さらに、平成14年7月には国の都市再生本部により「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」が都市再生プロジェクトとして決定されたところであり、人・もの・情報のゲートウェイ機能を活用した産業拠点の形成を目指し、海外とのビジネ

ス機会の創出支援やシステムLSIやバイオ、ナノ等の分野における産学官一体となったプロジェクトなどに取り組んでいる。

(2) 1,500万人経済圏の中核地域

高速交通体系等の整備に伴い、近年は、福岡に九州・山口1,500万人経済圏の中核管理機能がさらに集積しており、福岡を核として人・もの・情報の交流構造が構築され、九州・山口の活性化に貢献している。

また、九州は約4,070億ドル（平成16年）の国内総生産（GDP）を有し、福岡県は、その約4割を占め、九州経済の中心地として発展している。

(3) 充実した交通インフラ・博多港の国際ゲートウェイ機能

福岡は、空路、航路、新幹線、高速道路等により、九州はもとより国内の交通拠点としての役割も果たしている。また、福岡空港と博多港を玄関としてアジアをはじめ世界の都市と結ばれており、恵まれた地理的環境と良好な交通アクセスで、福岡は「アジアのゲートウェイ」となっている。

福岡空港は、国内の24都市と一日最大320便の定期航空路で結ばれているほか、世界の16都市（うちアジアの15都市）と週304便の定期航空路で結ばれている。

博多港は、九州・西日本の海の玄関口として機能を高めており、平成6年には九州で初めてコンテナ専用ターミナルとして香椎パークポートを供用し、平成15年9月にはアイランドシティ外貿コンテナターミナルを供用している。同港の国際コンテナ取扱量は年々着実に増加し続け、平成18年には年間約71.7万TEUとなり、ここ10年間で約2.3倍の高い伸びを示している。国際コンテナの定期航路は、アジア、北米、ヨーロッパなど世界の15か国・地域、42の主要港との間に42航路、月間214便（平成19年5月現在）が就航しており、神戸より西では唯一北米・欧州などの基幹航路の寄港地となっており、九州・西日本とアジア・世界を結ぶゲートウェイとして機能している。

また、博多港は釜山への定期旅客航路を有しており、3時間弱で結ばれ、外航旅客者数は年間約75.1万人（平成18年）にも達し、平成8年の旅客者数の約4.3倍に増加する急伸びりで、日本一の乗降人員を誇っている。

(4) 充実した情報インフラ

高速2.4ギガビット／秒のバックボーンを誇る「福岡ギガビットハイウェイ」は、県内9都市にアクセスポイントを設置し、東京・大阪など国内主要都市にも専用回線で接続されている。

平成14年3月に運用が開始された「日韓光ケーブル」は、福岡市と釜山市を海底光ケーブルで結ぶものであり、日韓の経済交流のさらなる活発化が期待されている。

(5) 大学・研究機関等の集積

福岡市には、九州大学（現国立大学法人九州大学。以下同じ）をはじめとして福岡大学、九州産業大学、福岡工業大学、東和大学、福岡歯科大学などの理工系学部を有する大学が集積しており、科学技術の研究拠点となっている。

平成15年2月には、九州大学が、上海交通大学と製造業を中心とした双方の地元企業同士の交流を仲介する国際産学連携プロジェクトを始動させることを決めるなど、アジアとの産学交流の取組みもみられる。

また、これらの大学での研究成果を企業活動に反映させるべく、（財）福岡県産業・科学技術振興財団、（財）九州システム情報技術研究所などの産業支援機関が設置されている。

特に、IT、半導体関連企業の集積が進む同市早良区ももち地区では、大学等の研究成果を社会還元するための拠点である科学技術振興事業団のイノベーション・プラザ福岡に加え、地域振興整備公団のシステムLSI総合開発センターの建設により、研究拠点としての機能が一層高まっている。

(6) IT関連産業や対事業所サービス産業等の集積

福岡市は、九州・山口地域1,500万人経済圏の中核地域であることを背景に、サービス業、特に対事業所サービス業や卸売業は九州に占めるシェアが高く、九州全体の産業を支援する機能が集積している。

また、同市早良区ももち地区の福岡ソフトリサーチパークには、国内外大手6企業・グループである松下電器産業、日本電気、富士通、日立製作所、大宇、日本IBMを含む約110社の情報関連企業が立地し、約6,500人の研究者や技術者などの就業者を擁する我が国における情報関連産業の一大集積地となっている。

さらに、ソニーが、アジア展開を視野においてグループ全体の半導体生産の統括拠点やシステムLSIの設計開発拠点、さらには新しい社会システムの開発拠点など一大頭脳拠点をもち地区内に構築しつつあるほか、多様な情報関連企業の集積が一層高まっている。

(7) 国際会議等コンベンション

福岡市は、福岡ドーム、福岡国際会議場、アクロス福岡、福岡国際センター、マリメッセ福岡、福岡サンパレスなど、多様なコンベンション形態に対応できる施設が整っており、平成9年のアジア開発銀行総会、平成12年の九州・沖縄サミット蔵相会合など重要な国際会議が開催されている。このほか、アジア各国のシンクタンクの国際会議である「福岡アジア国際会議」、アジアから世界へ向けた知の発信とデジタルアート&デザインの普及啓蒙を目的とした「アジアデジタルアート大賞」など、数々

のアジア関連のコンベンション・イベントが開催されている。

また、アジアの文化・芸術・学術をテーマとして平成2年にスタートした「アジアマンス」や、福岡青年会議所が中心となり多くの市民ボランティアによって運営されている「アジア太平洋子ども会議・イン福岡」など地域に根付いた交流事業などにより、外国人との交流に好意的な住民意識が醸成されている。

(8)手厚いベンチャー育成システム

福岡では、「スタートは福岡で、活躍は世界で」をキャッチフレーズに、ベンチャー企業と投資家などビジネスパートナーとのマッチングを行う場として「フクオカベンチャーマーケット」を開催するとともに、ビジネスプラン作成や経営・マーケティングの指導、若手起業家に対する研究開発費の助成、ベンチャー企業と大手企業の交流など、全国で最も手厚いかつユニークなベンチャー育成支援事業を実施し、数多くの成果を収めている。

(9)住みやすく働きやすい都市環境、ベストシティの評価

福岡市は、香港の週刊誌「ASIA WEEK」誌の「アジアのベストシティ」調査において、平成9年、平成11年、平成12年と第1位の評価を受けた。活気あふれる大小の商業施設・飲食店、劇場、映画館などの生活インフラ、都心の直近に存在する豊かな自然環境、主要都市と直結し充実した交通インフラなどの都市機能が総合的に評価された結果である。

また、外国人居住者が安心して教育サービスを楽しむよう、インターナショナルスクールの機能充実や安心の医療サービスを楽しむ環境を整えているところである。

(10)アジアビジネスを目指す企業活動の活発化

福岡はこれまでもアジア志向の強い企業が集積しているが、近年、東アジアの主要都市と2時間程度で結ばれている最適のロケーションや都市機能、産業政策の取組等が改めて高い評価を得つつある。平成15年1月ソニーがアジアのマネジメントを見据えた新しい社会システムの開発拠点を立ち上げるとともに大手商社が中国ビジネスの拠点としての機能を整備するなどアジアビジネスの拠点化の動きが加速してきており、あわせてアジアと日本の連携拠点として研究開発部門や営業部門を設置しようとする内外企業の動きが活発化してきている。

5 構造改革特別区域計画の意義

わが国の経済活性化を図る上で重要なことは、今後とも高い成長が見込まれるアジアとの関係を強化することである。

福岡アジアビジネス特区は、地理的、歴史的、経済的にアジアとの結びつきが強く、また、高度な学術機能や産業集積、交通・情報インフラ等を有するという福岡の地域特性を生かして日本とアジアの産業の連携拠点としての地位を確立しようとするものである。

本地区ではこれまでも、アジア諸地域との協調という視点に立って、アジアにおけるシステムL S I設計開発拠点をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトをはじめ、福岡バイオバレープロジェクト、福岡ナノテクプロジェクトなど、産学官一体となった産業プロジェクトの展開や、ベンチャー企業の育成、物流機能の高度化等の取組を積極的に進めてきており、これらの取り組みは着実に実を結んできたという実績を持っている。

本計画も、「アジアとの連携による産業の発展を図る」という発想に立って策定するものであり、福岡の地域特性を最大限生かして、海外の人材の活用、操業促進、産学連携強化、港湾機能の強化等の分野における規制緩和を導入し、各種プロジェクトの加速的な推進を図るとともに、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾「博多港」において、国際水準の港湾インフラ整備やコスト・サービスの実現などにより、産業の国際競争力強化を図りながら、アジアビジネスを目指す内外企業の研究開発、営業、アジア統括、生産等の拠点の集積を促進し、「地域経済の活性化」をめざすものである。

また、「アジアと日本」、「産と学」等の壁を取り払い、「人・もの・技術・情報」の流動化による地域活性化モデルを示すことにより、「わが国の構造改革の推進」に貢献するという大きな意義を有するものである。

なお、本計画の推進に当たってはバイオ分野やI T分野での内外企業の集積を目指す、久留米アジアバイオ特区、飯塚アジア I T 特区との連携を図ることにより、高い相乗効果が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、アジアとの強い結びつき、高い学術機能や産業集積、交通インフラや情報インフラの充実等、福岡の地域特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す内外企業やベンチャー企業の集積（研究開発拠点、営業拠点、アジア統括拠点、生産拠点等）を促進し、もって、アジアと日本の産業の連携拠点となる特区を目指すものである。

このため、本計画では次の考え方に基づいて、各種関連事業及び特定事業を積極的に実施し、九州・西日本の経済活性化、ひいては日本経済の再生に貢献する。

(1) アジアビジネス支援機能の強化

アジアにおけるビジネス展開に関して必要なノウハウ等を蓄積、提供することで、

企業の円滑なアジアビジネス展開を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、福岡アジアビジネス支援センターの整備や、e アジアマーケットプレイス福岡の推進等により、海外企業の立地やアジアと県内企業の取引等の面における支援を拡充する。

(2) アジアビジネスの人材育成

経営及び技術双方の分野におけるビジネスエキスパートの育成により、戦略的産業分野の企業を中心として人材調達を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化するとともにベンチャー育成の土壌とする。

具体的には、九州大学ビジネス・スクール、福岡システムL S I カレッジ、高度IT人材アカデミー等の教育システムや学校設置会社による学校設置事業等により高度人材やアジアビジネスに携わる人材の育成を図る。

また、奨学金受給決定留学生の受入れの円滑化を図るとともに、九州大学ビジネス・スクールの留学生について、夜間大学院留学生受入れにより、人材育成、人材交流の拠点形成を図る。

(3) 産学連携(研究開発)の強化

九州大学をはじめとする学術研究機関と産業界の連携を様々な形で支援することにより、企業の研究開発機能の高度化や新技術と新産業の創出を促進し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、シリコンシーベルト福岡(システムL S I 設計開発拠点化)プロジェクトをはじめIT、バイオ、ナノ等の分野における産学官共同プロジェクトを展開し、大学の研究成果の社会還元を図る。

(4) ベンチャー育成

創業環境を整備することにより産業集積の厚みを増し、経済の相互作用を促進し、活力のある経済活動地域を目指す。

具体的には、ふくおかベンチャーマーケット等の事業を実施し創業環境を整えるとともに、外国人研究者の経営活動の特例を活用する。

(5) 戦略的産業分野の育成

アジアの諸地域と伍していくために、IT(システムL S I等)、バイオ、ナノ等の先端分野の戦略的な育成・集積を図り、特区内の産業の競争力強化を図る。

具体的には、シリコンシーベルト福岡(システムL S I 設計開発拠点化)プロジェクトをはじめ、IT、バイオ、ナノ等の分野における諸事業を展開するとともに、外国

人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進に関する特例（全国展開済）や、情報処理技術者試験の特例の活用により、先端的かつ高度な研究・開発・事業活動の促進及びIT分野を支える人材の育成を図る。

(6) アジアにおける国際ハブ港湾の形成

アジアの主要港と伍していくために、港湾機能の整備を図るとともに、より有利な条件を提示し、より多くの外貿船舶を招致し、貿易の振興を図る。

具体的には、臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外通関、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示による運行、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、公有水面埋立地の所有権移転制限期間の短縮に関する特例（全国展開済）を活用する。

これらの取り組みを進めることにより、本区域において世界で最も成長が著しいアジアとわが国との産業連携を強化するビジネス拠点を形成する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

「学校設置会社による学校設置事業」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」等の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。このことにより、九州・西日本の経済活性化が図られるとともに、その成功事例を全国に波及させることにより、我が国の経済活力増進に資することが出来る。

平成15年から平成24年まで10年間で、次の経済的社会的効果を見込んでいる。

- 国内外の企業誘致・創出 約700件
- 生産額の増加 約2,850億円
- 雇用創出 約20,000人

経済効果内訳

| 区 分 | 社会的経済的効果 (内 訳) | | | |
|-------------|----------------|-----------|-----------|----------|
| | (合計) | アジアビジネス関係 | 港湾物流関係 | 重複分 |
| 国内外の企業誘致・創出 | 約 700件 | 約 700件 | — | |
| 生産額の増加 | 約 2,850億円 | 約 1,677億円 | 約 2,028億円 | 約▲855億円 |
| 雇用創出 | 約20,000人 | 約15,000人 | 約14,000人 | 約▲8,400人 |

※博多港に関連する産業で創出される生産額及び雇用（港湾物流関係）のうち、アジアビジネス関係と重複する産業の生産額・雇用創出分については控除している。

今後10年間で、アジアビジネス関係における国内外企業誘致・創出件数及び港湾物流関係における博多港の国際海上コンテナ取扱の増加量が一定と仮定した場合、1年あたりの経済社会的効果は上表の10%と見込まれる。なお、この場合の博多港の国際海上コンテナ取扱量は、5年後には約7万TEUの増加が見込まれる。

特定事業及び関連事業の実施後、短期間に顕在化する経済的社会的効果としては、福岡システムL S I 総合開発センターのインキュベート施設の新設（40室）により、相当数のベンチャー企業の創出が見込まれるほか、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の雇用増加をはじめとするアジアビジネスの拠点機能の充実によって、国内外の企業の誘致が加速することが見込まれる。

「学校設置会社による学校設置事業」等の規制の特例措置により、特区において専門的実務教育を行う株式会社立大学が設置されることにより、地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の教育の質の向上が期待できるとともに、中国との経済交流について、実務専門的教育を交えながら学んだ人材が育成されることで、中国からの対日投資の呼び水となる効果も期待でき、企業誘致や物流関係の生産額の向上にも寄与するものと期待している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」を活用することにより、観光・文化関連人材や IT 関連人材の育成が促進されるとともに、教育コンテンツをビジネスに活用することにより、コンテンツ産業の振興につながり、企業誘致や生産額の増加、雇用の創出に寄与することが見込まれる。

さらに「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講

座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の規制の特例措置により、情報処理に関する基本的な技術を身につけた人材が多数輩出されることが見込まれ、IT関連企業への円滑な人材の供給、高度IT技術者をはじめとするIT分野を支える人材の裾野の拡大等を通じて、IT関連産業の競争力が高められることが期待される。

また、博多港については、港湾のIT化、航路誘致や民間の24時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。

8 特定事業の名称

- 学校設置会社による学校設置事業（816）
- 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）
- 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）
- インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）
- 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143，1145））
- 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144，1146））

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

福岡アジアビジネス特区の実効性を高めるため、以下の関連事業を実施する。

(1) アジアビジネス支援機能の強化

① 福岡アジアビジネス支援センターの設置

アジア展開を目指す欧米企業や日本進出をねらうアジア企業、さらにIT、バイオ、ナノ関連等、県と市が戦略的に育成している産業分野の企業を主なターゲットとして誘致を進め、誘致対象企業に対し、業務・生活面のワンストップサービスを実現する。

平成14年11月には、国際ビジネスに豊富な経験を有する元大手証券会社役員をセンター長に迎え、海外企業誘致センターを設立した。

今後は、アジア展開を目指す欧米企業や日本進出をねらうアジア企業などに対し、業務・生活面のワンストップサービス機能を提供できる体制づくりを行う。

② 複合コンベンションゾーンの整備

平成15年3月、博多港中央ふ頭と博多ふ頭を結ぶウォーターフロントである「博多びあトピア地区」に福岡国際会議場が開館し、既存の福岡国際センター、マリンメッセ福岡、福岡サンパレスと併せて、九州最大規模の複合コンベンションゾーンが形成される。これらの施設を一体的に利用することで、展示会、学術会議、集会、大会など多様なコンベンションが可能となる。

福岡国際会議場は、1,000人収容のメインホール、多目的ホール、国際会議室、中小会議室を備えるほか、同時通訳ブースなど最新機能を備えており、国内外から約15,000人の参加が見込まれている国際青年会議所世界会議をはじめとして、国際宇宙航行会議、世界政治学会世界大会など大規模国際会議の開催が決定している。

③ e アジアマーケットプレイス福岡の開設

平成14年6月、(株)アイ・ビジネスセンター(飯塚市)が運営主体となり、(財)福岡県中小企業振興センター(電腦商社)との連携のもと、住友商事、三井物産等のサポートを得て、地域企業とアジア企業を結ぶ国際電子商取引市場「Nextr@de(ネクストレード)」を創設した(プロジェクト名:e アジアマーケットプレイス福岡)。

この取引市場は、インターネット上で国境をまたいで製品・原材料を購入・販売するシステムで、商社中枢機能を取り込むことにより物流、決済等の機能も備える。また、「共同購入機能」により、単独では発注量が少ない地域中小企業でも国際ビジネスを展開できる。

取引対象は、電気電子機械等関連の工業部材を始め、事業所用間接財・汎用品、日用品をニーズに応じて取り扱う。

現在、電腦商社登録企業約14,000社を中心とした福岡県の中小企業と、香港貿易発展局(TDC:香港)、台北世界貿易センター(CETRA:台湾)、大韓貿易投資振興公社(KOTRA:韓国)、タイ商務省輸出振興局(DEP:タイ)、タイ国投資委員会(BOI:タイ)のポータルサイト参加中小企業との貿易取引を推進中である。

[e アジアマーケットプレイス福岡の主な機能]

i) ID(信用調査、与信枠設定)

企業が海外の取引関係のない企業との取引を検討するに当たって、相手方の企業情報を提供することにより、海外における積極的な取引展開を支援する。また、与信枠設定とは、商社金融、金融決済会社SNSCなどの中小企業への与信行為を含む決済システムである。

ii) 企業ニーズ・シーズの照合、マッチング

企業のニーズ・シーズを掘り下げていくことにより、海外の情報網を生かして最適なパートナーを紹介し、事業展開を支援する。

また、取引商品の選択はパートナー選定後に行う。

iii) 見積、価格交渉

見積地から納入場所までのコスト自動計算システムにより、Nextr@de を利用し、ネット上で価格交渉が可能となる。価格交渉のための補足説明の翻訳業務を支援する。また、同時に取引条件の設定も行う。

iv) 共同購入

海外の売り手企業一社の同一商品を同一納入月に複数の企業で購入することにより、取引コストの低減を図る。

v) 決済

商社金融に加え、SNSC（三井物産系）、セントラルファイナンス等の決済システムを活用。

vi) 物流

住商ロジスティックスなど全国レベルの実運送機能を活用

(2) アジアビジネスの人材育成

④ 九州大学ビジネス・スクール

平成15年4月に、九州大学が、世界に通用するビジネスプロフェッショナルの育成を目指して、九州圏では初めての本格的ビジネス・スクールを開校した。「産業・技術」と「アジア」をキーワードとして、理論と実践を兼ね備えた教育体制の確立を図る。

| | |
|---------|-------------------------------|
| ○実施主体 | 九州大学 |
| ○事業実施時期 | 平成15年4月1日開校 |
| ○事業実施施設 | 九州大学経済学部棟 (福岡市東区箱崎 6-19-1) |

○開講形式 夜間及び土曜日

○授業言語 日本語及び英語

○特 徴

- ・技術と経営がわかるビジネスプロフェッショナルの育成
- ・実学のため外部教授、工学系分野の教授など多彩な顔ぶれの講師陣
- ・キーワードを「アジア」とし、英語の授業を設けるなどの国際性
- ・様々な分野からの学生を募るための原則夜間開講

○授業科目

(基本科目)

アカウンティング、企業財務、マーケティング戦略、組織マネジメント、企業倫理、英語によるビジネス・コミュニケーション
(専門科目)

[ビジネス戦略マネジメント分野]

財務会計、管理会計、戦略的人的資源管理、企業戦略、マネジメントコントロール、コーポレート・ガバナンスと監査、ファイナンシャル・リスク、経営リスク・マネジメント、タックス・マネジメント、パブリックマネジメント、国際経営、中国ビジネス、企業価値とM&A、国際マーケティング、異文化コミュニケーション 等

[産業・技術マネジメント分野]

地域産業政策、産業と技術、生産管理、ベンチャー企業、イノベーション・マネジメント、知識マネジメント、産学連携マネジメント、知的財産管理、技術開発とリスクのマネジメント、アジアの産業と企業、国際企業分析、国際ロジスティクス、アジア多国籍企業、国際ビジネス法、先端技術分析、産業と企業、アジア・ビジネス戦略

⑤ 九州・アジア経営塾（K A I L）の設置

地元経済界と自治体、九州大学等の産学官が連携してビジネススクールの設立を予定している。韓国・中国などアジアからの人材も受入れ、アジアに近い地理的な特長を生かしたアジアと九州との人的ネットワーク形成の懸け橋となることを期待している。次世代のリーダーとなる人材の育成を最大の目的としている。ケース演習、内外の著名な経営者、学者等の講義など学習と実践を組み合わせ、考える力や価値観などの能力向上に重点を置く。土日・平日夜型、2週間から3ヶ月程度の短期集中型のコースを中心に平成16年4月に福岡市内で開講した。

⑥ 高度IT人材アカデミーの設置

福岡をITの拠点とするため、「最先端で高いレベルの技術を有し」かつ「企画立案から経営管理まで顧客志向の企業経営全般を見据えた総合的・戦略的なIT活用を提案できる」高度なIT人材育成のためのセンターを設立した（平成15年6月開講）。

行政と複数の民間企業との連携により事業スキームが構築され、NPOが事業を運営し、福岡へのノウハウの蓄積を図る。九州電力等の地元企業に加え、シスコシステムズ、サンマイクロシステムズ、オラクルなどの外資系企業も積極的に参加し、講師・ノウハウを提供する。

世界のトップレベルの人材養成を目的に、各企業のIT技術者やリーダークラスを主な対象とし、次の3つのタイプの人材を育成する。一つは、ネットワークやデ

データベースなど専門技術分野の技術者である「基幹エキスパート」。二つ目が企業トップや戦略ITマネージャーなどに不可欠なビジネス分析が出来る「ビジネスマネージャー」。三つ目がシステム技術やコンサルテーション技術、ソリューション提案の技術を持った「ソリューションエキスパート」。

今後5年間に基幹エキスパート約1800人、ビジネスマネージャー約760人、ソリューションエキスパート約700人の養成を目指す。

⑦ 福岡システムLSIカレッジ

「福岡システムLSIカレッジ」は、産学官の有機的な連携の下、将来を担うシステムLSI設計人材を育成することにより、企業・人材の集積を図り、アジアにおけるシステムLSI設計開発拠点の形成を目指して設立された。

- ・ 平成13年2月設立
- ・ 18大学31名の教授等及び企業の高度技術者など一流の講師陣
- ・ 実習を中心とした実践的教育と質の高い独自のテキスト・教材
- ・ ソニー、日立等の大手企業やベンチャー企業等のシステムLSI設計技術者が受講

⑧ 奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業

質の高い留学生の受入れを推進し、学術研究分野における人材交流の拠点形成を図ることを目的に、国費留学生や短期留学推進制度による留学生など渡日前に奨学金受給が決定し、経済的裏付けが確定している留学生の入国・在留申請を優先処理し、留学生受入れの円滑化を図る。

- i) 国費外国人留学生
- ii) 短期留学推進制度による留学生
- iii) 外国政府派遣留学生
- iv) 日仏共同博士課程（コレージュ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ）による留学生
- v) 留学生支援無償資金協力事業による留学生
- vi) 国立大学法人九州大学の奨学金制度・学生交流プログラムによる留学生

(3) 産学連携(研究開発)の強化

⑨ 九州大学学術研究都市の整備

九州大学の福岡市西部へのキャンパス移転を契機として、地域の大学、産業界、自治体の連携によりアジアの知の拠点となる新しい学術研究都市づくりを進める。

また、新キャンパス及びその周辺地域において、国内外の大学、研究機関が集積する中核的研究拠点を構築するとともに、リエゾン機能、ベンチャー支援機能、国

際文化学術交流機能の整備を行う。

⑩ 産学官連携による戦略的産業分野の育成

I T、バイオ、ナノの戦略的産業分野において、産学関連を推進することにより、次の事業を実施する。詳細については後述の該当項目を参照。

「⑮シリコンシーベルト福岡プロジェクトの展開」

「⑯福岡バイオバレープロジェクト」

「⑰ナノテク戦略の展開」

(4)ベンチャー育成

⑪ フクオカベンチャーマーケットの開催

ベンチャー企業と投資家等（証券会社、ベンチャーキャピタル、銀行、公認会計士グループ、ベンチャー支援グループ、商社、メーカー）とのマッチングの場として「フクオカベンチャーマーケット（FVM）」を設置し、ベンチャー企業が民民ベースで資金や技術、販路等を調達できるシステムの整備をする。

【実績・成果】

- 毎月20社がプレゼン
- 平成19年3月までに89回開催、延べ1,294社がプレゼン。
内訳：県内企業727社、県外企業516社、
海外企業51社（韓国31社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、シンガポール1社、中国2社、米国1社、イスラエル1社）
- 平成19年3月までのプレゼン企業1,294社のうち、
商談成立及び商談中の企業 799社（62.4%）

⑫ 福岡システムL S I総合開発センターの建設

情報家電などに需要拡大が見込まれるシステムL S Iの分野において世界をリードする設計・開発拠点を構築するため、L S Iチップ試作・検証機能等、起業家のための各種設備を備えた施設を整備する。

なお、新しいシステムL S I技術、特にその設計技術の方向性を明確にし、21世紀の社会のデザインに要素技術の側面から指針を与えることを目的とした九大システムL S I研究センターが、同センターへ入居する予定である。

【「自治体から大学への寄付の規制緩和（全国で実施される措置）」の適用】

- 規模 約8,300㎡ 8階建て
- 経済産業省の大学連携型起業家育成整備事業
- 機能

- ・インキュベート機能（約40室）
- ・知的クラスター等の研究拠点機能

⑬ インキュベート事業

福岡市は、平成12年から博多区及び早良区でインキュベート施設を開設・運営し、創造的能力を有する個人および学生等を対象として低廉な賃料で事務所を提供し、併せて専門家による経営指導を実施している。ユニークなビジネスモデルやIT等の研究成果活用による事業展開など一定の実績・評価を上げている。

⑭ 地域ファンドの創設

地域の機関投資家の参加を募り、地域ぐるみでのベンチャー育成の土壌を作り上げることにより、地元ベンチャー・中小企業への安定的資金供給を目的として、地域に密着した直接金融制度を創設するもので、平成15年11月にベンチャーキャピタル会社を設立した。平成16年7月には2つのファンドを立ち上げ、ベンチャー企業等への投資を行っている。

投資スタッフは、ベンチャー企業の経営に対して日常的に適切なアドバイス（資本政策、経営戦略、人材確保、販路拡大、株式公開など）を行うことにより、投資対象ベンチャーに対する積極的サポート体制を確保する。

(5) 戦略的産業分野の育成

⑮ シリコンシーベルト福岡（システムLSI設計開発拠点化）プロジェクトの展開

福岡県に集積するシステムLSI設計開発の知的集積、産業集積を核に、アジア（韓国、九州、台湾、シンガポール等を結ぶ半導体生産のベルト地帯）地域の中核となる設計開発拠点をめざす構想で、具体的な事業としては、人材育成、研究開発・ベンチャー支援、システムLSI関係者やユーザーの交流連携推進、IP取引支援などを展開している。

なお、「シリコンシーベルト福岡」プロジェクトの一環であるシステムLSIの研究開発プロジェクトは文部科学省の「知的クラスター創成事業」に採択されている。

（人材育成）

- 福岡システムLSIカレッジ（⑦参照）

（研究開発・ベンチャー支援）

- 福岡システムLSI総合開発センター（⑫参照）

- 知的クラスター創成事業

- ・九州大学、福岡大学、半導体関連大手及びベンチャーの産学連携により新しい産業創出のための研究プロジェクトを推進する。

・20を超えるテーマごとに産学官の研究体制を組んで実施。

○ システムLSIフロンティア創出事業

ベンチャー企業が行うシステムLSI関連の応用・実用化研究等を支援し、次世代を担うLSI関連研究開発型企业群を創出する。

(IP取引支援)

○ 韓国(SIPAC)、台湾(SoC Consortium)、IPTC等との協議を進めながら福岡の特長を生かしたIP取引推進機能等の整備に取り組んでいる。

⑩ 福岡バイオバレープロジェクト

九州大学などのポテンシャルと産業の集積を生かして、バイオテクノロジー分野における一大産業集積拠点の形成を目指した活動を推進する。

既に、平成13年9月には、福岡県バイオ産業拠点推進会議(会員100企業・機関)を設立し、福岡地区内において次のような事業が展開されている。

○ 県内医科系4大学連携

また、県内医科系4大学(九州大学、久留米大学、福岡大学、産業医科大学)は、連携して、九州大学生体防御医学研究所を核に、探索的臨床研究を通じてがん・感染症の新しい予防・治療薬・診断薬の開発を目指したプロジェクトを企画提案している。

○ 久山プロジェクト

九州大学が中心となって、近郊の久山町における40年の疫学データ及び血液サンプル(約5,000人)をゲノム解析に活用し、ゲノム創薬やテーラーメイド医療への応用を目指したデータベースの構築、生活習慣病の克服のための科学的根拠に基づいた新規治療薬、予防薬、医療技術等の開発を推進している。

なお、同構想の推進に当たっては、バイオ分野での内外企業の集積を目指す久留米アジアバイオ特区との連携を図っていく。

⑪ ナノテク戦略の展開

大学等の知的集積と地域の多様な産業集積を活用し、大学、産業界、行政が一体となった中核的な推進体制を構築し、世界をリードするナノテク産業クラスターの形成を目指す。

平成14年7月には、福岡ナノテク推進会議(設立、会員200企業・機関)を設立し、中核機関として、次の取組を展開している。

○ ナノ材料の研究

九州大学の新海教授を中心として、「分子情報科学の機能イノベーション」をテーマとし、分子の持つ可能性を探り革新的な機能システムを構築して人工分子知能の実現につなげる研究が、文部科学省 21 世紀 COE プログラムの一つとして選ばれている。

○大型ナノ計測機器の整備・共同利用の促進

最先端の施設・設備を研究機関・研究分野の枠を超えて産学官の研究者が利用できる環境を整備するナノテクノロジー総合支援プロジェクト（文部科学省）によって、九州大学に2つの支援グループ（「超高压電子顕微鏡解析支援」、「分子・物質総合合成・解析支援」）が設置された。また、各研究機関が有するナノ計測機器の共同利用を図るための共同利用システムも構築されている。

(6)アジアにおける国際ハブ港湾の形成

⑩ 博多港の国際ゲートウェイ機能の強化

博多港は、背後都市の経済成長とともに港勢を拡大し、福岡をはじめとする九州の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾として着実に発展している。

博多港は、釜山、上海、高雄などのアジア主要港に近く、国際貿易を取り巻く激しい港湾間競争の中で、これらのアジア主要港と伍していくためには、国際水準の港湾コスト・サービスの実現を図る必要がある。

このため、アジア・世界とのグローバルゲートウェイとして、外貨コンテナ貨物の増大やコンテナ船の大型化に対応するため、水深 15 m の岸壁を備えた外貨コンテナターミナルの整備や、IT の活用による港湾整備、さらには特定埠頭運営効率化推進事業により、既存ふ頭の効率的運営と民間の経営能力を活用し、ハード・ソフトの両面から港湾物流機能の拡充・強化を図るとともに、引き続き民間においても 365 日、24 時間フルオープン化に向けた取り組みを促進する。

(7)その他

⑪ アイランドシティプロジェクト

アイランドシティ(約 400 ヘクタールの人工島)では、福岡市の 21 世紀を牽引する先進的モデル都市づくりを目指し、国際競争力のある高機能の港湾整備、九州・アジアを視野に入れた新しい産業の集積、高質な居住環境の形成、先進的な環境共生の取り組みなど、新しいまちづくり・みなとづくりを総合的に推進する。併せて、関連プロジェクトを重点的に展開し、福岡アジアビジネス特区のリーディングゾーンを形成する。

(高機能の港湾整備) 「⑩ 博多港の国際ゲートウェイ機能の強化」参照

(新しい産業の集積)

少子・高齢化や情報技術の急速な進展、経済活動のグローバル化やライフスタイルの多様化などの社会経済環境の変化を見据えるとともに、知的資源や人材、アジアとの近接性や空港・港湾などの本市の潜在力を最大限に生かし、

- ・健康・医療・福祉（九大をはじめとした医療資源やロボット技術の集積等を活用し、アジアからの研修生や患者受け入れも視野に入れた医療産業集積拠点）
- ・IT（日韓光ケーブル等も活用したデジタルコンテンツ、音楽・映像などのエンターテインメント産業などの集積拠点）

などの分野において、アジアの人材や活力を積極的に取り込んだアジアビジネスの拠点形成を目指す。

(高質な居住環境整備)

こどもから高齢者まで、また子育て世帯や外国人も、健康で快適な生活を営むことができる、先進的・モデル的な教育環境が整った住環境の整備や、海に囲まれた自然環境を活かした親水性の高い緑地空間の創出など、人と自然が共生したアメニティ空間の形成を目指す。

(環境共生の取り組み)

新エネルギーや省資源システムの積極的導入、人々に憩いや潤いを提供する総合公園やグリーンベルトを整備するとともに、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道をはじめ、歩きたくなるような歩道や自転車道の整備など、自動車に過度に依存しない環境に優しい交通手段・システムの導入を図る。

⑳ 福岡空港の機能強化

福岡空港は、アジアとのゲートウェイとしての役割を担っており、国際便の9割がアジア路線となっている。福岡都市高速道路や南北を結ぶ九州自動車道路へのアクセスがよく、九州を中心とした後背地への利便性が高いこともあり、貿易取扱高は5年間で1.4倍になっている。そのため、増便による貨物取扱機能の拡充が必要となっている。

福岡市においては、空港の運営や整備にも国、県とともに携わっており、福岡空港は、平成11年に新しい国際旅客ターミナルビルや国際貨物ビルが供用開始され、利便性の向上が図られている。また、地元経済界と連携して、福岡空港の4カ国語併記のリーフレットやプロモーションビデオなどを使用し、国内に事務所を置く外国公館、貿易事務所、航空会社等に対して利用の促進や、国際線定期路線の開設、拡充の要望を行っている。

平成14年以降、旅客便では、中国、オーストラリアの5都市に向け、新規路線や新たな航空会社の航路開設がなされ、それに伴い、旅客便利用の貨物の取扱量が急増している。また、平成15年9月には、ホーチミン（ベトナム）向けの新規路

線が開設された。

今後も、福岡空港のエプロンや誘導路、計器着陸装置等の整備及び外国航空会社等へのエアポートセールスを積極的に行い、新規国際路線の誘致、既設路線の充実に努め、輸出入者にとって利用しやすい地域の拠点空港としての機能強化を図っていく。

⑩ 企業立地に向けた方策（地方税の特例措置等）

現在、福岡県及び福岡市は物流施設、研究開発施設、産業支援サービス及びアジアビジネス等を対象業種とする企業立地促進交付金等を設けているが、地方税の特例措置、人材確保の支援、ワンストップ窓口の整備など企業が求める支援策を検討している。

⑪ 福岡アジアビジネス特区推進体制等の整備

本計画の実施にあたり、福岡／九州地域で実際にアジアビジネスを行っている企業のネットワーク化を図るとともに、特定事業及び関連事業の実施、広報、新規の規制緩和等のアジアビジネス拠点形成に関する助言を得ることを目的として、行政、外国公館・貿易振興機関、経済団体、大学・学識者、産業支援機関等で構成する「福岡アジアビジネス交流拠点推進協議会」を平成15年6月24日に組織した。

また、福岡県久留米市の「久留米アジアバイオ特区」及び福岡県飯塚市の「飯塚アジアIT特区」と相互に連携し、相乗効果を発揮するために、「福岡県アジアビジネス特区推進連絡協議会」を設立した。

これらの推進体制の整備により、特区計画の実効性の確保と目標達成のための万全の取り組みを行う。

別 紙

1 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（８１６）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都千代田区三崎町２－２－１２

(2) 株式会社日本サイバー教育研究所

代表取締役 宮内 謙

住所 福岡市博多区沖浜町１２番１号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

(1) 株式会社 東京リーガルマインド

(2) 株式会社 日本サイバー教育研究所

<事業が行われる区域>

福岡市の全域

<事業の開始日>

(1) 平成１７年４月～

(2) 平成１９年４月～

<事業により実現される行為>

(1) 株式会社東京リーガルマインドによる大学が大学の設置主体として、通学及び通信（本部に該当しないキャンパスとして）の両教育課程を実施

大学名称：LEC東京リーガルマインド大学

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位名称：学士（キャリア開発）

収容定員：１，１５０名

(2) 株式会社日本サイバー教育研究所が、大学の設置主体として、インターネットによる通信制大学を設置

大学名称：サイバー大学（Cyber University）

学部名称：IT総合学部IT総合学科

世界遺産学部世界遺産学科

学位名称：学士（IT総合学）

学士（世界遺産学）

収容定員：5,000名（各学部2,500名）

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 産業構造の改革が求められる中、本市の活力ある地域経済発展を図るためには、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材やその立ち上げを支援する人材など、社会で即戦力となり地域経済を担う人材を育成する必要がある。

また、中国では民営企業が台頭し、海外進出傾向が強まるとともに、市民生活が成熟化し、政府機関も指導的立場から市民・企業に対してサービスを提供する機能が求められている。一方、日本企業にとっても中国市場への参入や中国の生産力、人材活用等によるビジネス発展、競争力強化が求められている。このような時代潮流を背景に、中国にとっては、経営ノウハウを蓄積し、政府機能のサービス化に対応した能力開発、人材育成のニーズが高まっている。同様に日本にとっても中国市場開拓や中国へのアウトソーシング等で中国ビジネスに精通し、中国との橋渡し役となるブリッジ的人材を育成するニーズが高まっており、日中間の相互理解と新しい時代を担う人材開発の重要性が増している。

この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、本年4月に法曹養成、司法書士養成、公認会計士養成等を趣旨とする大学（総合キャリア学部）を設置して教育サービスを行っており、当該大学のキャンパスの設置を認めれば、これからの社会をリードする専門的実務能力を備えた人材を育成することが期待でき、これにより地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の大学教育の質の向上が期待できる。

また、これに加え同大学では、特に本市において日本へ進出する中国企業が円滑にビジネス展開できるような多面的な教育を提供することを計画している。具体的には日本語・中国語の語学教育をはじめ、日中間のビジネス慣行の違いなど異文化理解講座を新たな教育プログラムとすることが想定され、上記のニーズに合致した人材の育成が期待でき、中国人経営者による起業促進や中国系企業の本市への集積促進に資するものと考えられる。

よって、地域経済の活性化やアジアビジネスの交流拠点の形成を図るためには、当該規制の特例措置を活用し、株式会社による学校の設置を行う必要があるものと判断する。

また、これまで、法人税等を納めつつ高いレベルの教育を、助成金等を受けずに行ってきたのであり、経営基盤に問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が

予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の就学保証、転入学に関する情報提供等具体的なセーフティネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

なお、株式会社東京リーガルマインドは、東京都に大学本部を置くほか、都内千代田区、大阪市においては既に本年4月から株式会社による大学が文部科学省による大学設置認可を受け開校している。また、新宿区、松山市などについては構造改革特区の認定を受け、開校に向けた準備を進めていることから、本市としてもこれら先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行うものとする。

また、同社が大学を設置するにあたっては、福岡市としても経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、または生じる恐れがあると認められる場合に備え、福岡市内部の体制を定め、福岡キャンパスに通学することを前提に在籍することが登録されている学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

(2) 産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持った IT 関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT 産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とする IT 産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、文化・観光、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とする大学である。当該学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となって設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に音楽、放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、世界の文化に深い理解をもつ、観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通した IT 関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネ

スの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしている日本や世界の文化及び観光と、ソフトバンクグループのノウハウを活かしたIT関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用することができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつながるものである。

これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

なお、ソフトバンクグループは、長年事業を円滑に遂行してきており、経営状況に問題は無い。株式会社日本サイバー教育研究所の経営陣については、ソフトバンクの経営に参画する社会的な信望が厚い人材や、大学で長年にわたり大学教育に携わってきている人材も参加しており、学校設置会社として効果的な体制を有していることが認められる。また、情報開示についても、会社の業務及び財産の状況を記載した書類をインターネットによって容易にアクセスできるようにするとともに、学校設置会社に設置し、学生や父兄、入学を希望する者その他の関係者が閲覧・謄写を求めた場合においても対応することとしており、コンプライアンス（法令遵守等）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンスも行われる予定であるため、学校設置会社として適切な体制であることが認められる。

万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の修学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフティーネットの対策を取る予定であり、問題なく運営できると判断できるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

また、同社が大学を設置するにあたっては、計画策定主体として必要な責任ある対応を行うために、学生数や学生の所在地の状況も踏まえつつ、福岡市としても経営状況を把握し、万一経営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合に備え、上記内容等について学校設置会社と協定書を締結し、学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。さらに、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

別 紙

1 特定事業の名称

運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２８）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都千代田区三崎町２－２－１２

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社 東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

福岡市の全域

<事業の開始日>

平成１７年４月～

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設置

大学名称：LEC東京リーガルマインド大学

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位名称：学士（キャリア開発）

収容定員：１，１５０名

5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。

このため、事業者は運動場確保の代替措置として、開校までにスポーツクラブと提携契約し、また、大学単位での市営スポーツ施設の利用を予定しており、運動場を設けなくも、運動を行いたいという学生に不利益が生じないように配慮することとしている。

なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。

以上のことから、本計画の実施に際し、事業者に運動場を求めることは困難であり、運動場の設置を求めなくても、教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

別 紙

1 特定事業の名称

空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２９）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都千代田区三崎町２－２－１２

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社 東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

福岡市の全域

<事業の開始日>

平成１７年４月～

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、福岡市内において大学の運営を行うことができるものとする。

大学名称：LEC東京リーガルマインド大学

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位名称：学士（キャリア開発）

収容定員：１，１５０名

5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、空地として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。

また、校舎内において学生の休息・その他に利用するのに適当なスペースを設けることとしており、学生にとって、休息、その他に利用する環境は整うと考えられる。具体

的には、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地の確保を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の確保を求めなくても大学の教育・研究上に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

別紙

1 特定事業の名称

インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（８３２）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社日本サイバー教育研究所

代表取締役 宮内 謙

住所 福岡市博多区沖浜町1 2 番 1 号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社 日本サイバー教育研究所

<事業が行われる区域>

福岡市の全域

<事業の開始日>

平成19年4月～

<事業により実現される行為>

株式会社日本サイバー教育研究所が、大学の設置主体として、校舎等に係る要件の適用を受けずにインターネットによる通信制大学を設置

大学名称：サイバー大学（Cyber University）

学部名称：IT総合学部IT総合学科

世界遺産学部世界遺産学科

学位名称：学士（IT総合学）

学士（世界遺産学）

収容定員：5,000名（各学部2,500名）

5 当該規制の特例措置の内容

産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持ったIT関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT 産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とする IT 産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、文化・観光、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とする大学である。当該学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となって設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に音楽、放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、世界の文化に深い理解をもつ、観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通した IT 関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネスの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしている日本や世界の文化及び観光と、ソフトバンクグループのノウハウを活かした IT 関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用することができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつながるものである。

これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

計画では、下記の通りインターネット大学を運営する上で教育研究に支障がない体制を整えていることが認められるため、規制の特例措置を適用することが妥当と判断する。

(インターネットのみでの授業に支障がない理由)

- ①サーバーは、常時監視体制下にあるデータセンター内に設置するため、通信障害が発生した場合には、直ちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることができる体制となっている。
- ②コンピューター等の操作に係る学生や教職員への 24 時間のヘルプデスク体制については、コールセンターに設置するヘルプデスク担当者が 24 時間体制で対応するとともに、

教職員も当番制で、24時間体制で担当を決めて対応することとしている。

- ③十分な数の専任のメンターを配置し、学生からの質問等に対応するとともに、科目の履修状況その他学生の生活全般について個々の学生の状況を把握し、指導教官と協力して学生を指導し、必要なサポートを幅広く行う十分な体制を整えることとしている。
- ④インターネットによる授業の設計・配信に関しては、長年大学教育に携わってきた教員とインターネットの双方向性等に造詣の深いデザイナーが関与することとしている。
- ⑤校舎施設の計画においては、学生が必要に応じて訪問し教員と対面でのコミュニケーションをとることができる研究室や交流室を計画しており、教育研究上十分な校舎等の施設を確保することとしている。

別紙

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143，1145））

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 麻生塾

麻生情報ビジネス専門学校（福岡市博多区博多駅南2丁目12番32号）

学校法人 福岡工業大学

附属 城東高等学校（福岡市東区和白東3丁目30番1号）

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①初級システムアドミニストレータ講座（Aコース）

（麻生情報ビジネス専門学校）

別添資料1のとおり

②初級システムアドミニストレータ講座（Bコース）

（福岡工業大学附属城東高等学校）

別添資料2のとおり

③初級システムアドミニストレータ講座（Cコース）

（福岡工業大学附属城東高等学校）

別添資料3のとおり

④初級システムアドミニストレータ講座（Dコース）

（福岡工業大学附属城東高等学校）

別添資料4のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○講座（Aコース）については、サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率（10分の9以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○講座（Bコース）については、サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験1級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率（5分の4以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○講座（Cコース）については、サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験2級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率（5分の4以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○講座（Dコース）については、サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率（5分の4以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○各講座（A～Dコース）において、講座の開設者が、計画認定前に開設した講座における以下の科目を履修した者については、（必要に応じた補修講座を受けることにより、）初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものとし、修了試験に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構が定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

- ・Aコース（麻生情報ビジネス専門学校）

- （計画認定前に開設された講座）

- 期間 平成17年4月13日から平成18年3月31日

- 科目 4（1）に示す履修計画の講座に含まれる科目

- （補修講座）

- 必要に応じて開設

- ・Bコース（福岡工業大学附属城東高等学校）

- （計画認定前に開設された講座）

- 期間 平成18年8月1日から平成19年7月31日

科目 4 (1) に示す履修計画の講座に含まれる科目
(補修講座)

必要に応じて開設

・ Cコース (福岡工業大学附属城東高等学校)

(計画認定前に開設された講座)

期間 平成18年8月1日から平成19年7月31日

科目 4 (1) に示す履修計画の講座に含まれる科目
(補修講座)

必要に応じて開設

・ Dコース (福岡工業大学附属城東高等学校)

(計画認定前に開設された講座)

期間 平成18年8月1日から平成19年7月31日

科目 4 (1) に示す履修計画の講座に含まれる科目
(補修講座)

必要に応じて開設

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

○修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

○修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

○試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

○修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

①資格名称：シスアド技術者能力認定試験（3級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

| 試験項目 | |
|-----------|----------------------------|
| 1 情報の基礎理論 | 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論 |
| 3 ハードウェア | 半導体と集積回路 |
| | メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 |

| | |
|----|-------------------------------|
| | 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 |
| | コンピュータの種類と特徴 |
| 4 | 基本ソフトウェア |
| | OSの種類と構成 |
| | ファイル管理、障害管理 |
| | ヒューマンインタフェース、日本語処理 |
| | ミドルウェア |
| 5 | システム構成と方式 |
| | システム構成方式、処理形態 |
| | 応用システム |
| 6 | システム開発と運用 |
| | プログラム言語、言語処理系 |
| | EUC、EUD、ソフトウェアの利用 |
| 7 | ネットワーク技術 |
| | 符号化と伝送制御 |
| | LANとインターネット |
| | 電気通信サービス |
| | 伝送媒体、通信装置 |
| 8 | データベース技術 |
| | データ操作 |
| | データベース言語、SQLの利用 |
| 9 | セキュリティ |
| | セキュリティ対策 |
| 10 | 標準化 |
| | データの標準化 |
| | 標準化組織 |
| 11 | 情報化と経営 |
| | 経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど) |
| | 情報化戦略(業務改善など) |
| | 情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど) |
| | 関連法規(情報通信、知的財産権) |
| 12 | 表現能力 |
| | 文章の書き方 |

②資格名称：シスアド技術者能力認定試験（1級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

| 試験項目 | |
|------|--------------------------------|
| 1 | 情報の基礎理論 |
| | 基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算, 符号理論 |
| 2 | データ構造とアルゴリズム |
| | 流れ図, 決定表, BN 記法, ポーランド記法 |
| 3 | ハードウェア |
| | 半導体と集積回路 |
| | プロセッサ, 動作原理 |
| | メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置 |
| | 入出力インタフェース, 入出力装置, 接続形態・接続媒体 |
| | コンピュータの種類と特徴 |
| 4 | 基本ソフトウェア |
| | OSの種類と構成 |
| | プロセス管理, 割込み制御 |
| | 主記憶管理, 仮想記憶 |
| | 入出力制御, ジョブ管理 |
| | ファイル管理, 障害管理 |
| | ヒューマンインタフェース, 日本語処理 |
| | ミドルウェア |
| 5 | システム構成と方式 |
| | システム構成方式, 処理形態 |
| | システム性能, 信頼性 |
| | 応用システム |
| 6 | システム開発と運用 |
| | プログラム言語, 言語処理系 |
| | EUC, EUD, ソフトウェアの利用 |
| | 開発手法, 設計手法, テスト手法 |
| | 開発環境と開発管理 |
| | システムの環境整備, 運用管理 |
| | システムの保守 |
| 7 | ネットワーク技術 |
| | プロトコルと伝送制御 |

| | |
|----|--------------------------------|
| | 符号化と伝送技術 |
| | LANとインターネット |
| | 電気通信サービス |
| | ネットワーク性能 |
| | 伝送媒体, 通信装置 |
| 8 | データベース技術 |
| | データベースモデル |
| | データの分析・正規化 |
| | データ操作 |
| | データベース言語, SQL の利用 |
| | DBMS の機能と特徴 |
| | データベース制御機能(排他制御, リカバリ) |
| | 分散データベース |
| 9 | セキュリティ |
| | セキュリティ対策 |
| | プライバシー保護 |
| | 可用性・安全対策 |
| | ガイドライン |
| 10 | 標準化 |
| | 情報システム基盤の標準化 |
| | データの標準化 |
| | 標準化組織 |
| 11 | 情報化と経営 |
| | 経営管理(経営戦略, 組織と役割, マーケティングなど) |
| | 情報化戦略(業務改善など) |
| | 財務会計(会計基準, 財務諸表など) |
| | 管理会計(損益分岐点, 原価管理など) |
| | IE 分析手法, 管理図 |
| | 確率と統計 |
| | 最適化問題, 意志決定理論 |
| | 情報システムの活用(ビジネスシステム, 企業間システムなど) |
| | 関連法規(情報通信, 知的財産権) |
| | 関連法規(労働, 取引, 安全, 法律, 倫理など) |
| 12 | 表現能力 |
| | 発表技法 |

| |
|------------|
| 文章の書き方 |
| マルチメディアの利用 |

③資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

| 試験項目 | |
|------|----------------------------|
| 1 | 情報の基礎理論 |
| | 基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論 |
| | 状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語 |
| | 計算量と情報量 |
| 2 | データ情報とアルゴリズム |
| | データ構造、アルゴリズムの基礎 |
| | 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法 |
| | 各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率 |
| 3 | ハードウェア |
| | 半導体と集積回路 |
| | プロセッサ、動作原理 |
| | メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 |
| | 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 |
| | コンピュータの種類と特徴 |
| 4 | 基本ソフトウェア |
| | OS の種類と構成 |
| | プロセス管理、割込み制御 |
| | 主記憶管理、仮想記憶 |
| | 入出力制御、ジョブ管理 |
| | ファイル管理、障害管理 |
| | ヒューマンインタフェース、日本語処理 |
| | ミドルウェア |
| 5 | システム構成と方式 |
| | システム構成方式、処理形態 |
| | システム性能、信頼性 |
| | 応用システム |
| 6 | システム開発と運用 |
| | プログラム構造、制御構造 |

| | |
|----|-------------------------------|
| | プログラム言語、言語処理系 |
| | EUC、EUD、ソフトウェアの利用 |
| | 開発手法、設計手法、テスト手法 |
| | システムの環境整備、運用管理 |
| 7 | ネットワーク技術 |
| | プロトコルと伝送制御 |
| | 符号化と伝送制御 |
| | LAN とインターネット |
| | 電気通信サービス |
| | ネットワーク性能 |
| | 伝送媒体、通信装置 |
| | ネットワークソフト |
| 8 | データベース技術 |
| | データベースモデル |
| | データの分析・正規化 |
| | データ操作 |
| | データベース言語、SQL の利用 |
| | DBMS の機能と特徴 |
| | データベース制御機能（排他制御、リカバリ） |
| 9 | セキュリティ |
| | セキュリティ対策 |
| | プライバシー保護 |
| | ガイドライン |
| 10 | 標準化 |
| | 情報システム基盤の標準化 |
| | データの標準化 |
| | 標準化組織 |
| 11 | 情報化と経営 |
| | 経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど） |
| | 情報化戦略（業務改善など） |
| | IE 分析手法、管理図 |
| | 確率と統計 |
| | 最適化問題、意志決定理論 |
| | 情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど） |
| | 関連法規（情報通信、知的財産権） |

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

本特例措置により、IT技術者を育成する教育環境の充実、合格率、合格者数双方の向上によるIT人材の輩出及び裾野の拡大が見込まれる。それによって、情報関連企業における人材確保が容易となり、企業の競争力が高められるとともに、IT人材が多方面で活躍することにより、地域経済の活性化につながることを期待される。

別紙

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1132 (1144, 1146))

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 麻生塾

麻生情報ビジネス専門学校 (福岡市博多区博多駅南2丁目12番32号)

学校法人 高山学園

専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス (福岡市中央区大濠2丁目8番13号)

学校法人 福岡工業大学

附属 城東高等学校 (福岡市東区和白東 3丁目30番1号)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋3丁目3番14号 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①基本情報技術者講座 (Aコース) (麻生情報ビジネス専門学校) 別添資料5の
とおり

②基本情報技術者講座 (Bコース) (専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス)
別添資料6のとお

③基本情報技術者講座 (Cコース) (城東高等学校) 別添資料7のとお

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験2級を受験し、合格並びに第1部試験に合格した者であって、各講座(コース)の開設者が定める出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、A～Cコースの各講座開設者において、平成18年4月から実施されている旧講座を履修している者の中で、サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験2級を受験し、合格並びに第1部試験に合格した者に対し、基本情報技術者講座（A～C）の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修したものとみなし、未履修科目を当該講座において履修することにより修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

これらの有資格者に対し当該試験を実施し、（株）サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、（3）の規程により独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（各講座（コース）において講座開設者が定める出席率）

| | |
|------|--------------|
| Aコース | 当該講座の10分の9以上 |
| Bコース | 当該講座の5分の4以上 |
| Cコース | 当該講座の5分の4以上 |

（3）修了認定に係る試験の実施方法

株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

○修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回まで実施することができるものとする。

○修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

○修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた者が行うものとする。ただし、適用を受けた者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

○講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

①資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

| 試験項目 | |
|--------|-------------------------|
| テ ク | 1 基礎理論 |
| | 1 基礎理論 |
| | 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など |

| | | |
|--|--|----------------------------|
| | | 確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など |
| | | 符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など |
| | | 伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など） |
| | | 2 アルゴリズムとプログラミング |
| | | データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど） |
| | | 流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など） |
| | | プログラム構造、データ型など |
| | | プログラム言語（種類と特徴など） |
| | | 2 コンピュータシステム |
| | | 3 コンピュータ構成要素 |
| | | コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど |
| | | 主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど |
| | | 補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など） |
| | | 入出力インタフェース（種類と特徴など） |
| | | 入出力装置（種類と特徴、性能計算など） |
| | | 4 システム構成要素 |
| | | システムの利用形態、システム構成など |
| | | クライアントサーバシステム、RAID など |
| | | システムの性能、信頼性、経済性など |
| | | 5 ソフトウェア |
| | | オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など） |
| | | ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど） |
| | | ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など） |
| | | 言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど） |
| | | CASE、エミュレータ、シミュレータなど |
| | | 6 ハードウェア |
| | | 基本論理回路、組合せ回路など |
| | | 3 技術要素 |
| | | 7 ヒューマンインタフェース |
| | | GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など |
| | | 8 マルチメディア |

| | | |
|---------------------------------|------------------------|------------------------------|
| 系 マ ネ ジ メ ン ト | | オーサリングツール、JPEG、MPEG など |
| | 9 データベース | |
| | | データベースのモデル、DBMS など |
| | | データ分析、データベースの設計、データの正規化など |
| | | データ操作、SQL など |
| | | 排他制御、障害回復、トランザクション管理など |
| | | データウェアハウス、データマイニングなど |
| | 10 ネットワーク | |
| | | インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど） |
| | | LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど） |
| | | LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など |
| | | OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など |
| | | ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど |
| | 11 セキュリティ | |
| | | 暗号技術、認証技術、利用者確認など |
| | | ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など |
| | | 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など |
| | 4 開発技術 | |
| | 12 システム開発技術 | |
| | | 業務分析と要件定義（DFD、E-R 図、UML など） |
| | | モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など |
| | | 構造化プログラミング、コーディングなど |
| | | テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど |
| | 13 ソフトウェア開発管理技術 | |
| | | ソフトウェア開発手法（スパイラルモデルなど） |
| | | SLCP、リバースエンジニアリングなど |
| 5 プロジェクトマネジメント | | |
| 14 プロジェクトマネジメント | | |
| | コスト見積り（ファンクションポイント法など） | |
| | 日程計画（アローダイアグラムなど） | |
| | 進捗管理、品質管理、コスト管理など | |

| | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| ストラテジ系 | 6 サービスマネジメント |
| | 15 サービスマネジメント |
| | ITIL (サービスサポート、サービスデリバリーなど) |
| | コンピュータの運用・管理、システム移行など |
| | 7 システム戦略 |
| | 17 システム戦略 |
| | 業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など) |
| | 8 経営戦略 |
| | 19 経営戦略マネジメント |
| | 経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など) |
| | マーケティング理論、マーケティング手法など |
| | 経営管理システム (CRM、SCM、ERP など) |
| | 21 ビジネスインダストリ |
| | ビジネスシステム (POS システム、EOS など) |
| | エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など) |
| e-ビジネス (EC、EDI、RFID など) | |
| 9 企業と法務 | |
| 22 企業活動 | |
| 経営組織 (事業部制組織、CIO など) | |
| ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など) | |
| 経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など) | |
| OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など) | |
| 会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど) | |
| 23 法務 | |
| 知的財産権 (著作権、産業財産権など) | |
| ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど) | |
| 標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など) | |
| 各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど) | |
| 補助単位 (T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ) | |

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。

本特例措置により、IT技術者を育成する教育環境の充実、合格率、合格者数双方の向上によるIT人材の輩出及び裾野の拡大が見込まれる。それによって、情報関連企業における人材確保が容易となり、企業の競争力が高められるとともに、IT人材が多方面で活躍することにより、地域経済の活性化につながることを期待される。